

不正競争	判決年月日	令和元年10月10日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	平成30年(ネ)第10064号(本訴) 平成31年(ネ)第10025号(附帯控訴)		

○ ウェブサイト上で3段に分けて記載された「タカギ社製 浄水蛇口の交換用カートリッジを お探しのお客様へ」という記載中の「タカギ社製」が、家庭用浄水器の交換用カートリッジである被告商品の商品等表示として使用されていると認められた事例。

○ 不正競争防止法5条2項における推定の覆滅については、侵害者が主張立証責任を負うものであり、侵害者が得た利益と周知な商品等表示の主体が受けた損害との相当因果関係を阻害する事情がこれに当たる。

(事件類型) 不正競争行為差止等 (結論) 原判決変更

(関連条文) 不正競争防止法2条1項1号, 5条2項

#### 判決要旨

1 本件は、浄水器及びその交換用カートリッジ等の製造及び販売等を業とする一審原告が、一審被告ら（一審被告会社2社及びその代表者1名）が、インターネット上のショッピングモールに設けられた仮想店舗において、一審原告の商標又は一審原告の著名又は周知な商品等表示である「タカギ」と類似する被告標章1（【楽天市場】タカギ）、被告標章2（タカギ）及び被告標章3（タカギ社製）を使用して家庭用浄水器の交換用カートリッジ（被告商品）を販売していると主張して、一審被告会社のうち1社に対して、商標法36条1項及び不正競争防止法（以下「不競法」という。）3条1項に基づき上記各標章の使用の差止め並びに商標法36条2項及び不競法3条2項に基づき上記仮想店舗のウェブサイトから被告標章2、3を除去することを求めるとともに、一審被告らに対して、民法709条及び同法719条1項前段に基づき、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 原判決（東京地方裁判所平成29年(ワ)第14637号・平成30年7月26日判決）は、①平成28年11月1日から平成29年3月22日までの間に前記仮想店舗のウェブページ並びにそのタイトルタグ及びメタタグに被告標章1及び2を記載した行為は、不競法2条1項1号にいう商品等表示の使用に該当する、②その他の被告標章1及び2の使用は同号における商品等表示の使用とはいえないし、「タカギ社製 浄水蛇口の交換用カートリッジを お探しのお客様へ」という被告標章3を含む記載は、一連の呼びかけともいえる文言であると受け取れるものであるから商品等表示の使用に該当しない、③一審被告会社らの代表者は損害賠償責任を負わない、④平成29年3月23日以降は前記仮想店舗のウェブページ並びにそのタイトルタグ及びメタタグの記載が変更されているから、既に不競法該当行為は存在せず、差止めの必要性は認められないとして、一審被告会社2社に対し、不競法

該当行為に基づく損害賠償金として、連帶して 28万4386円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で一審原告の請求を認容し、その余の請求をいずれも棄却した。

3 本判決は、被告標章 1 及び 2 の使用の不競法 2 条 1 項 1 号該当性並びに差止めの必要性に関しては原判決の判断を是認したが、①被告標章 3（タカギ社製）が一審原告の出所に係ることを示す語句であること、②被告標章 3 を含む記載は、「タカギ社製 浄水蛇口の交換用カートリッジを お探しのお客様へ」と 3 段に分けて記載されているもので、文章の内容だけからしても、「タカギ社製」が、「浄水蛇口」ではなく、「交換用カートリッジ」を修飾していると理解することが可能なものであること、③被告標章 3 を含む上記記載の上方及び下方の 2 か所に、より大きなサイズの文字で、より目立つように「交換用カートリッジ」、「交換用カートリッジ ついに発売！！」などと表示され、かつ、交換用カートリッジそのものである被告商品の写真画像も併せて表示されていること、④「タカギ」の周知性や需要者の注意力を勘案すると、被告標章 3 が商品等表示として使用されているということができると判断するとともに、一審被告会社らの代表者についても、共同不法行為に基づく責任を免れないとした。

また、本判決は、不競法 5 条 2 項における推定の覆滅については、侵害者が主張立証責任を負うものであり、侵害者が得た利益と周知な商品等表示の主体が受けた損害との相当因果関係を阻害する事情がこれに当たるとして、標章の使用態様を勘案して一審被告らが得た利益の 5 割について推定の覆滅が認めた。

そして、本判決は、原判決を変更し、一審被告らに対し、連帶して 139万1757円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じた。